

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定
- 指定居宅サービス等の事業の廃止
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

### 【公告】

- 随意契約の相手方の決定
- 〃
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
- 〃
- 平成二十八年度クリーニング師試験の実施
- 基本測量の実施

### 【人事委員会】

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
- 選考により採用する職の範囲の一部改正（以上県例規集登載）
- 簡易な方法による開示請求をすることが

循環型社会推進課

長寿社会課

道路整備課

〃

税務課

〃

県民生活交通課

〃

生活衛生課

監理課

人事委員会

〃

〃

- できる個人情報指定の一部改正
- 平成二十八年度社会人経験者等を対象とする岡山県職員採用試験の実施

### 【公安委員会】

- 警備業法に基づく審査
- 猟銃等講習会の開催
- 年少射撃資格講習会の開催
- 保安林の指定の解除の正誤

生活安全企画課

〃

〃

治山課

◎岡山県告示第四百十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化部循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

一般廃棄物の最終処分場に係る埋立地

- (1) 久米郡美咲町打穴西字深谷一七一二番の一部、同字中畝一七一三番一の一部、一七一三番二の一部、同字芝一七五六番一の一部、同字深塔一七五七番の一部、一七五八番の一部
- (2) 久米郡美咲町打穴西字芝一七五六番一の一部、同字深塔一七五八番の一部、同字才ノ前一七五九番の一部

二 備考

- 1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。
- 2 一の区域については、平成二十八年六月二十二日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第四百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年七月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションはくせん

2 所在地

岡山県勝田郡勝央町岡四五九番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社博千

2 所在地

岡山県勝田郡勝央町岡四五九番地

三 廃止年月日

平成二十八年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三六〇〇六〇四

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

# 平成28年7月29日 岡山県公報 第11808号

◎岡山県告示第四百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 道路の種類 県道

二 路線名 美星高山市線

三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市川上町下大竹字ヨコウジ九四九番一 地先から 高梁市川上町下大竹字城イタ八〇四番一 地先を経て 高梁市川上町下大竹字天満七七六番一 地先から 高梁市川上町下大竹字ヨコウジ九四九番一 地先を経て 高梁市川上町下大竹字天満七七六番一 地先から 高梁市川上町下大竹字天満七七六番一 地先を経て 高梁市川上町下大竹字天満七七六番一 地先から 高梁市川上町下大竹字天満七七六番一 地先を経て 高梁市川上町下大竹字天満七七六番一 地先から 高梁市川上町下大竹字天満七七六番一 地先を経て 高梁市川上町下大竹字天満七七六番一 地先から	新	九・七 四二・四	四三六・六
高梁市川上町下大竹字ヨコウジ九四九番一 地先から 高梁市川上町下大竹字城イタ八〇四番一 地先を経て 高梁市川上町下大竹字天満七七六番一 地先から 高梁市川上町下大竹字ヨコウジ九四九番一 地先を経て 高梁市川上町下大竹字天満七七六番一 地先から 高梁市川上町下大竹字ヨコウジ九四九番一 地先を経て 高梁市川上町下大竹字天満七七六番一 地先から 高梁市川上町下大竹字ヨコウジ九四九番一 地先を経て 高梁市川上町下大竹字天満七七六番一 地先から 高梁市川上町下大竹字ヨコウジ九四九番一 地先を経て 高梁市川上町下大竹字天満七七六番一 地先から	旧	六・〇 四二・〇	四三七・五

一 道路の種類 県道

平成28年7月29日 岡山県公報 第11808号

二 路線名 勝央仁堀中線  
三 道路の区域

久米郡美咲町宮山字川八三四番一地先から 久米郡美咲町宮山字川八二八番五地先まで	新	九・〇〇 一六・二	一六〇・〇
久米郡美咲町宮山字川八三四番一地先から 久米郡美咲町宮山字川八二八番五地先まで	旧	八・〇〇 一一・二	一六〇・〇
別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	

一 道路の種類 県道  
二 路線名 山田槌ヶ原線  
三 道路の区域

玉野市八浜町波知字稲荷鼻三七四番一地先から 玉野市八浜町波知字北広木前二一三一番一 一地先まで	新	九・三〇 一六・五	二六九・六
玉野市八浜町波知字稲荷鼻三七四番一地	旧		
別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	

平成28年7月29日 岡山県公報 第11808号

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 山田槌ヶ原線  
 三 道路の区域

先から 玉野市八浜町波知字北広木前二一三一 番 一 地先まで	旧	八・六 一〇・二	二六九・六
---	---	-------------	-------

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
玉野市八浜町大崎字五代田一六九六番一 地先から 玉野市八浜町大崎字東鼻一六八一 番一 地先から 玉野市八浜町大崎字東鼻一六八一 番一 地先まで	新	六・七 一〇・七	四六・三
玉野市八浜町大崎字五代田一六九六番一 地先から 玉野市八浜町大崎字東鼻一六八一 番一 地先まで	旧	六・七	四六・三

平成28年7月29日 岡山県公報 第11808号

◎岡山県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	勝央仁堀中線	久米郡美咲町宮山字州八三四番一地先から久米郡美咲町宮山字州八二八番五地先まで	平成二十八年七月二十九日
	山田槌ヶ原線	玉野市八浜町波知字稻荷鼻三七四番一地先から玉野市八浜町波知字北広木前二二三一番一地先まで	
	芳井油木線	玉野市八浜町大崎字五代田一六九六番一地先から玉野市芳井町吉井字親子原一一五〇番二地先から井原市芳井町川相字大道ノ上一一九番一地先を経て井原市芳井町川相字大道ノ上一六七番地先まで	平成二十八年七月三十一日

〔三一九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七  
年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次の  
とおり契約の相手方等を決定した。

平成二十八年七月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定役務の名称

社会保障・税に関わる番号制度に係る税トータルシステム改修業務（番号利用対応  
及び他システムとの連携機能の開発）

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部税務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

平成二十八年六月十七日

四 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所

広島県広島市中区袋町五番二五号

五 契約金額

三三、八三九、一〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、五〇六、六〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため



〔三二〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成二十八年七月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定役務の名称

自動車税車体課税見直しに係る税務システム改修事業

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部税務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

平成二十八年七月七日

四 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所

広島県広島市中区袋町五番二五号

五 契約金額

七七、七七〇、八〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、七六〇、八〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔三二一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人里海づくり研究会

三 代表者の氏名

松田 治

四 主たる事務所の所在地

岡山市東区金岡東町三丁目二番二―四号

五 定款に記載された目的

この法人は、沿岸海域の実態把握や修復・改善、沿岸海域の適切な利用のために必要な調査研究に関する事業を行い、里海づくりに関する技術の開発や普及などを通じて、学術と地域の経済や文化との融合を図り、沿岸環境と人間社会の共存に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔三二二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年七月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人そーる

三 代表者の氏名

片岡奈津子

四 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町尾崎八一二番地一六

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の市民や団体に対して、医療や介護を中心に訪問看護サービス、患者搬送等に関する事業を行い、日常生活や在宅療養生活の向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔三二三〕クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成二十八年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時 平成二十八年九月二十九日（木曜日）

学科試験 十時三十分から十二時十分まで

技能試験 十三時三十分から

2 場所 岡山市中区西川原二五五番地 おかやま西川原プラザ

二 試験科目

1 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

2 技能試験

繊維の鑑別

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者）又はクリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第一百五十四号）附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされた者

四 受験願書の受付期間

持参による場合は、平成二十八年八月二十九日（月曜日）から同年九月五日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の八時三十分から十七時十五分までとする。  
郵送又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）の場合は、平成二十八年八月二十九日（月曜日）から同年九月五日（月曜日）までとし、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで有効とする。

五 提出書類及び提出先

1 県内居住者にあつては、(1)から(4)までに掲げる書類を住所地を管轄する保健所（支所を除く。以下同じ。）へ直接提出すること。ただし、平成二十七年に岡山県が実施したクリーニング師試験の受験願書を提出した者は、(2)及び(4)の書類の添付を

省略することができる。

(1) 受験願書 一通

受験願書に受験手数料として九千七十円分の岡山県収入証紙を貼り付けること。なお、既納の受験手数料は、返還しない。

(2) 履歴書 一通

(3) 写真票 一通

写真票に、出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の手札形（縦十・五センチメートル、横八センチメートル程度）の写真を貼り付けること。

(4) 三の受験資格があることを証する書類

2 県外居住者にあつては、1(1)から(4)までに掲げる書類を次の提出先に持参又は郵送等により提出すること。ただし、平成二十七年度に岡山県が実施したクリーニング師試験の受験願書を提出した者は、1(2)及び(4)の書類の添付を省略することができる。

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部生活衛生課

六 合格発表

平成二十八年十月十九日（水曜日）九時に岡山県庁北側公示板及び各保健所において発表するほか、岡山県保健福祉部生活衛生課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>）上に合格者の受験番号を掲載する。また、合格者には、その旨を通知する。

七 その他

1 受験者には、受験票を送付する。

2 受験手続等について不明の点は、最寄りの保健所又は岡山県保健福祉部生活衛生課（電話〇八六一二二六一七三三五）へ問い合わせること。

3 受験願書等は、最寄りの保健所及び岡山県保健福祉部生活衛生課で交付する。

なお、郵便による受験願書等の請求は、宛先を明記し、八十二円分の切手を貼った返信用封筒（定形のもの）を同封して行うこと。また、受験願書等は、岡山県保健福祉部生活衛生課ホームページにおいてダウンロードすることもできる。

平成28年7月29日 岡山県公報 第11808号

〔三二四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十八年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
岡山市北区北方地内、中井町地内、半田町地内、中井地内、芳泉地内、津島東地内、岡山市中区さくら住座地内、岡山市東区西大寺南地内、岡山市南区泉田地内、豊成地内、築港元町地内	基本測量（地理識別子整備業務）	平成二十八年八月三十日から平成二十九年三月二十四日まで

◎岡山県人事委員会規則第二十五号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年七月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「場合」を「ことができる職」に改め、同条中「職員を採用する場合」を「の採用」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会公示第十号

昭和四十七年岡山県人事委員会公示第二号（選考により採用する職の範囲）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

題名を次のように改める。

選考により採用することができる職の範囲

本則中「採用する」の下に「ことができる」を加える。

附 則

この公示は、公布の日から施行する。



◎岡山県人事委員会告示第一号

平成十八年岡山県人事委員会告示第一号（簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報（の指定）の一部を次のように改正し、平成二十八年八月一日以後に合格発表を行う試験から適用する。

平成二十八年七月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

表中

岡山県職員B採用試験	
------------	--

を

岡山県職員B採用試験	社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験
------------	---------------------

に改める。

◎岡山県人事委員会公示第十一号

平成二十八年年度社会人経験者等を対象とする岡山県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十八年七月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

1 試験区分

土木

2 採用予定者数

二名

3 主な勤務先及び職務内容

知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。

二 受験資格

昭和五十七年四月二日から平成二年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、昭和五十七年四月二日から平成二年四月一日までに生まれた者であっても受験することができない。

1 日本の国籍を有しない者

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

基礎的な知的能力について択一式による筆記試験を行う。

(2) 専門試験

数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む）、

土木施工等の出題分野から択一式による筆記試験を行う。

(3) 適性検査

# 平成28年7月29日 岡山県公報 第11808号

性格、心理等について検査を行う。

## 2 第二次試験

### (1) 論文試験

表現力、理解力、構成本力、企画力、専門的知識等について記述試験を行う。

### (2) 口述試験

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

## 四 試験の期日及び試験会場

### 1 第一次試験

試験の期日	平成二十八年九月十八日 (日曜日)		
試験会場	東京会場	岡山会場	
	東京都千代田区平河町二丁目六番三号 都道府県会館	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

### 2 第二次試験

試験の期日	平成二十八年十一月五日(土曜日) 及び同月六日(日曜日)
試験会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

## 五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成二十八年十月五日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	平成二十八年十一月三十日（水曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者（岡山県知事をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成二十九年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- (1) 平成二十八年四月採用者（大学新卒者の場合）の給料月額は、一八九、五〇〇円である。なお、職務経歴等のある場合は、この額に一定の基準で算出された額が加算される。

- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局（岡山市中区古京町一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎二階）に提出すること。

- 2 受験申込書は、平成二十八年七月二十九日（金曜日）から同年九月一日（木曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。なお、郵送の場合にあっては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

- 3 インターネットによる受験申込みは、平成二十八年七月二十九日（金曜日）から同年八月二十九日（月曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け

付ける。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求められることがある。
- 4 六一(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県公安委員会告示第百二十号

警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条の規定により、同法による改正前の警備業法(昭和四十七年法律第十七号)第十一条の二に規定する検定に合格した者に対する審査(学科試験及び実技試験を実施する者に限る。)を次のとおり実施する。

平成二十八年七月二十九日

岡山県公安委員会

一 審査の区分等

審査の区分	期 日	時 間	場 所
空港保安警備業務(一級・二級) 施設警備業務(一級・二級) 交通誘導警備業務(一級・二級) 貴重品運搬警備業務(一級・二級)	平成二十八年十月二十八日(金曜日)	午前九時から午後零時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎

二 審査対象者

次の表の上欄に掲げる審査の区分に応じ、同表の下欄に掲げる対象者とする。ただし、次の者を除く。

- 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)の施行の際現に検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。)第一条に規定する警備業務(受けようとする審査の区分に係るものに限る。)に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である者

- 検定規則の施行の際現に旧規則第一条に規定する警備業務(受けようとする審査

の区分に係るものに限る。)に係る指定講習(旧規則第十二条第一項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者

審査の区分		対象者
空港保安警備業務	一級	旧規則第一条に規定する空港保安警備業務に係る一級の検定に合格した者
	二級	旧規則第一条に規定する空港保安警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者
施設警備業務	一級	旧規則第一条に規定する常駐警備業務に係る一級の検定に合格した者
	二級	旧規則第一条に規定する常駐警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者
交通誘導警備業務	一級	旧規則第一条に規定する交通誘導警備業務に係る一級の検定に合格した者
	二級	旧規則第一条に規定する交通誘導警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者
貴重品運搬警備業務	一級	旧規則第一条に規定する貴重品運搬警備業務に係る一級の検定に合格した者
	二級	旧規則第一条に規定する貴重品運搬警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者

三 審査申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による審査申請書 一通
- (2) 写真 一枚(縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
  - ア 岡山県公安委員会が発行した旧規則第一条に規定する警備業務に係る検定の合格証(以下「旧検定合格証」という。)を保有している者
  - 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通
- (3) 旧検定合格証の写し等

- イ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、住所地及び従事する警備業者の営業所が岡山県内にあるもの
  - (ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通
  - (イ) 住所地が岡山県内にあること又は従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通
  - ウ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、住所地が岡山県内にあるもの
  - (ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通
  - (イ) 住所地が岡山県内にあることを疎明する書類 一通
  - エ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、従事する警備業者の営業所が岡山県内にあるもの
  - (ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通
  - (イ) 従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通
- 2 提出先
    - (1) 岡山県内に住所を有する者  
住所地为管轄する警察署の生活安全課
    - (2) 岡山県外に住所を有する者  
岡山県内の各警察署の生活安全課
- なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。
- 3 提出期間  
平成二十八年九月五日（月曜日）から同月九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで
- 4 審査手数料  
四千七百円
- (注) 岡山県収入証紙により、審査申請時に納付すること。
- なお、審査手数料は、納付後は返還しない。
- 四 審査定員  
合わせて三十人（同時に二以上の審査を受けることはできない。）とする。ただし、申請順に受け付け、審査定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。
- 五 問い合わせ先



1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 岡山県内の各警察署の生活安全課

六 その他

1 審査に際しては、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。

2 審査は、学科試験及び実技試験とし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験を行わない。

# 平成28年7月29日 岡山県公報 第11808号

◎岡山県公安委員会告示第百二十一号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

平成二十八年七月二十九日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程	開催年月日	開催時刻	開催場所
初心者講習課程	平成二十八年十一月七日	午前十時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
経験者(更新)講習課程	平成二十八年十月六日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
	平成二十八年十月十二日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
	平成二十八年十月十八日	午後一時	高梁市段町一〇一七一一 高梁警察署
	平成二十八年十一月二日	午後一時	備前市伊部二七六一一 備前警察署
	平成二十八年十一月十六日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成二十八年十一月二十二日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
	平成二十八年十二月八日	午後一時	真庭市江川八二一一一 真庭警察署
	平成二十八年十二月十五日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
	平成二十八年十二月二十一日	午後一時	高梁市段町一〇一七一一 高梁警察署

二 受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地为管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前

三 受講手数料

初心者講習課程

六千八百円

経験者（更新）講習課程

三千円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

# 平成28年7月29日 岡山県公報 第11808号

◎岡山県公安委員会告示第百二十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

平成二十八年七月二十九日

岡山県公安委員会

一 開催の日時及び場所

日	時	場	所
平成二十八年十月十七日（月）	午前十時	岡山市北区御津中山四四四―三	岡山県運転免許センター
平成二十八年十一月二十五日（金）	午前十時		
平成二十八年十二月二十七日（火）	午前十時		

二 受講手続

1 提出書類

- 所定の様式による受講申込書 一通
- 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日であることを定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

九千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

〔六〕平成二十八年七月八日付け公布岡山県告示第三百九十八号（保安林の指定の解除）に誤りがあった。

行	七 終わりから五	終わりから八 終わりから一
誤	倉敷市児島由加字西谷二八五八の一	指定理由の消滅
正	倉敷市児島由加字西谷二八五八の一（次の図に示す部分に限る。）	指定理由の消滅 （「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）